

II 東京都個人情報の保護に関する条例・規則・趣旨・運用等

第1章 総則

第1条 目的

第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展にかんがみ、実施機関における個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにするとともに、民間部門における個人情報の取扱いについての東京都(以下「都」という。)の役割を定め、もって都政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

I

7

趣旨

- 1 本条は、条例の目的を明らかにしたものであり、条例の解釈指針となるものである。各条項の解釈及び運用は、常に本条に照らして行われなければならない。
- 2 「基本的事項」とは、都の実施機関が保有する個人情報については、収集の制限、適正管理、目的外利用・目的外提供の制限、開示・訂正・利用停止請求権など個人情報保護制度の根幹をなす具体的個別施策のことである。
- 3 「保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにする」とは、開示、訂正及び利用停止を請求する権利は、この条例により創設した権利であることから、その重要性にかんがみ、本条においてこれを明示したものである。
この条例により、何人も、都の実施機関が保有する自己の個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利が保障される。
- 4 「民間部門における個人情報の取扱いについての東京都の役割を定め」とは、事業者において個人情報の適正な取扱いが確保されるよう都が一定の役割を果たす責務を有することを明らかにしたものである。
- 5 「都政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する」とは、本条例の定める個人情報保護の規定に基づき個人情報の適正な取扱いを確実に実行することにより、個人の権利利益の保護を的確に図っていくとの趣旨である。

II

第1条

運用

- 1 個人情報保護制度の意義
個人情報保護制度は、実施機関に対し、個人情報の収集、保有個人情報の管理及び利用・提供の全般にわたり、その適正な取扱いを義務付けるほか、実施機関に個人情報が保有されている者からの請求に応じて、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を義務付けるとともに、民間における個人情報の取扱いについて都の役割を定めるところに意義がある。
- 2 個人情報保護の総合的な展開
この条例は、個人情報を実施機関が収集する場合、保有個人情報を外部へ提供する場合等

の制限を規定し、保有個人情報の適正な管理を図ることにより、伝統的、消極的意味におけるプライバシーの権利を保護するとともに、さらに、自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障することにより、積極的に自己の個人情報に関与するいわゆる現代的、積極的意味におけるプライバシーの権利の保護を目指したものであり、これにより、個人の権利利益を守る個人情報保護の総合的な確立を図るものである。

第2条 定義

- 第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、警視総監及び消防総監並びに都が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。
- 2 この条例（次条第3項及び第8章を除く。）において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 3 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員（都が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 4 この条例において「公文書」とは、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書をいう。
- 5 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 6 この条例において「事業者」とは、法人（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

趣旨

- 1 第1項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）等により、独立して事務を管理し、執行する機関である知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、固定資産評価審査委員会、交通局長、水道局長、下水道局長、警視総監及び消防総監並びに都が設立した地方独立行政法人をもって、個人情報の保護を実施する都の機関（以下「実施機関」という。）としたものである。
- 2 地方独立行政法人は、公共性を見地から地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業を実施する法人であり、公的部門に属することから、その保有する個人情報の保護を確実にするために、本条例の実施機関としたものである。
- 3 第2項は、個人情報を定義したものであり、その範囲等を定めたものである。
- （1）「生存する個人に関する情報」とは、氏名、住所、年齢、思想、心身の状況、病歴、学歴、職歴、成績、親族関係、所得、財産の状況その他一切の生存する個人に関する情報をいう。
- このうち、本項に定める要件を具備するものが、この条例でいう「個人情報」である。
- （2）「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その

他符号等をいう。映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。

(3) 「特定の個人を識別することができる」とは、氏名、住所、生年月日、その他の記述等により特定の個人であると明らかに識別することができ、又は識別される可能性がある場合をいう。

(4) 「他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる」とは、当該情報のみでは特定の個人を識別できないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることをいう。

なお、「他の情報」には、当該実施機関が保有する情報のほか、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど通常入手し得る情報が含まれる。

4 第3項は、保有個人情報と定義したものであり、その範囲等を定めたものである。

(1) 「実施機関の職員」とは、知事、行政委員会の委員、監査委員、公営企業管理者、警視總監、消防總監及び都が設立した地方独立行政法人の役員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服する全ての職員をいう。

なお、「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第1項に規定する一般職及び特別職の地方公務員、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する一般職及び特別職の国家公務員並びに地方独立行政法人の職員をいう。

(2) 「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいい、文書等に関して自ら法律上の作成権限又は取得権限を有するか否かを問わない。職務には、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により他の実施機関から委任を受け、又は他の実施機関の補助執行として処理している事務等を含む。

また、実施機関の職員自らが作成又は取得した場合のみならず、第8条に定める受託事務に従事している者又は指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者が、実施機関の職員に代わって作成又は取得した場合も含む。

(3) 「実施機関が保有している」とは、法律上又は事実上あるものを自己の支配下に置いている状態をいう。すなわち、当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて決定する権限を有していることをいう。当該個人情報を物理的に占有していなくとも、事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて決定する権限を有している）状態を含む。したがって、例えば、個人情報記録されている媒体を倉庫業者等に保管させている場合は、委託した実施機関が保有しているものである。

5 第4項は、公文書を「東京都情報公開条例第2条第2項に規定する公文書」と定義したものである。

6 第5項は、本人を定義したものである。第2項において、「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であって、……特定の個人を識別することができるもの」としており、本項は、第2項で定義される個人情報により識別されることとなる特定の個人を「本人」と定義したものである。

7 第6項は、事業者を定義したものである。国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く法人その他の団体並びに事業を営む個人を本条例における「事業者」としたものである。

運用

- 1 個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害のおそれは、個人によって異なり、また、利用目的、処理方法等によっても異なり得る相対的なものであることから、個人情報の種類によって対象を限定することは、適当でない。

したがって、この条例においては、広く社会的活動、財産等について個人が有する権利利益を保護の対象とするものである。これにより、個人の事業活動に関する情報、法人その他の団体の構成員としての個人の活動に関する情報、個人の所有物に関する情報も、個人情報としてこの条例の対象となる。

- 2 条例の趣旨は、全ての個人の権利利益の保護であるため、対象となる個人には、外国人及び法人その他の団体の役員も含まれる。

法人その他の団体の役員に関する情報は、当該団体の機関としての情報でもあるが、この条例においては、役員も個人であるという点に着目して、保護の対象とするものである。

3 組織共用文書の範囲

(1) 作成した文書

職務上の内部検討に付された時点以降のものであって、当該組織において利用可能な状態で保存されているものをいう。具体的には、次のア及びイの両方の要件を満たすものが組織共用文書に該当する。

ア 職務上の内部検討に付された時点以降のもの

(ア) 「職務上の内部検討」とは、課長等一定の権限を有する者（以下「課長等」という。）を含めて行われる内部検討をいう。

(イ) 「一定の権限を有する者」とは、東京都事案決定規程等に規定する事案の決定権を有する者をいい、当該事案を担当する担当課長等が置かれている場合は、これを含むものとする。

(ウ) 課長等が不在の際、東京都事案決定規程等に規定する事案の決定又は審議の臨時代行者が検討に加わった場合は、職務上の内部検討に付されたものとみなす。

(エ) 課長等を含む内部検討に付されていないものであっても、台帳類・帳簿類及び簡易又は定型的な文書等であって当該組織において利用するために作成されたものは、職務上の内部検討に付されたものとみなす。

(オ) 起案文書については、事案の決定権者の指示により作成されるものであるため、起案者により作成された時点で職務上の内部検討に付されたものとみなす。

(カ) 「職務上の内部検討に付された時点以降」とは、組織として説明する責務を果たす観点から、作成した文書が職員の個人的検討の段階を離れ、一定の権限を有する者の関与を経て組織的に用いる文書としての実質を備えることとなった時点以降という趣旨である。

イ 組織において利用可能な状態で保存されているもの

(ア) 実施機関の定める文書管理規則等の規定に基づき、登録等が行われ、保存されているものをいう。ただし、登録等が行われていない場合であっても、共用のファイリングキャビネットや書庫等に保存されているものは、「組織において利用可能な状態で保存されているもの」に該当する。

(イ)「保存されているもの」には、回付中の文書又は内部検討の途上にある文書を含むものとする。

ウ 具体例

(ア) 事案決定等の手続が終了した文書

(イ) 事案決定等の手続の途中の文書

(ウ) 課長等を含む内部検討に付された段階の素案等

(エ) 庁内の組織間での事務説明用に提出された資料

(オ) 部長会、部内課長会その他課以上の組織をまたがる会議、打合せ等に提出された資料

(カ) 局をまたがる関係部課長会等に提出された資料

(キ) 庁議等に提出された資料

(ク) 審議会、懇談会等の資料

(ケ) 説明会、対外的打合せ等の資料

(コ) 事務マニュアル、業務日程表等組織的に利用する文書

(2) 取得した文書

受領した時点以降のものであって、組織において利用可能な状態で保存されているものをいう。具体的には、次のア及びイの両方の要件を満たすものが組織共用文書に該当する。

ア 受領した時点以降のもの

受領した時点以降のものであれば、必ずしも收受印が押されている必要はない。したがって、会議等で配布された文書は、配布された時点で受領したことになる。

イ 組織において利用可能な状態で保存されているもの

上記(1)イに同じ。

ウ 具体例

(ア) 供覧の手続が終了した文書

(イ) 供覧の手続の途中の文書

(ウ) 会議等で受領した資料

(エ) 申請書、届出書、報告書等(実施機関へ提出された時点で対象となる。)

(オ) 委託契約等の成果物

(3) 電磁的記録の取扱い

電磁的記録についても、上記(1)及び(2)と同様の考え方とする。

ア 情報処理システムのデータ等

汎用コンピュータ、オフィスコンピュータ、サーバー等により処理されている情報処理システム(当該事務処理のために特別に作成されたプログラムを用いてパソコン等により処理を行っているものを含む。)のデータ等については、実施機関が組織的に利用・管理するものと認められるので、原則として組織共用文書に該当する。

イ 光ディスク等に記録された文書等

パーソナルコンピュータで作成された文書等で、光ディスクやハードディスク等(以下「光ディスク等」という。)に記録されたものについては、上記(1)又は(2)の要件に該当する場合は組織共用文書となる。

なお、起案文書や資料等を作成するため、職員が事務処理の過程で補助的、手段的に

作成した文書であって光ディスク等に記録されているものについても、組織において利用可能な状態で保存されている場合は、組織共用文書に該当する。

ウ 具体例

- (ア) 統計処理等数的処理のために利用しているデータ
- (イ) 台帳、事例集等のデータベース

第3条 実施機関等の責務

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるとともに、個人情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 知事その他の執行機関は、事業者において個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第8章において同じ。）の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

趣 旨

1 本条は、個人情報保護制度を実施するに当たって、実施機関及び実施機関の職員の責務を定めたものである。

2 第1項は、実施機関の責務であり、実施機関は、個人の権利利益の保護を常に念頭に置いて、個人情報の収集、管理及び利用・提供等に当たらなければならない。

3 「個人情報の保護に関し必要な措置」とは、この条例の個人情報の収集、保有個人情報の管理及び利用・提供に関する各制限に従うこと、保有個人情報を取り扱う事務の届出、目録の公表及び閲覧措置、運用状況の公表、職員の意識啓発、事務処理上の改善・整備などを行うことである。

4 「個人情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない」とは、正当な理由がなく個人情報が公にされることがないように、公にする場合はその必要性を十分に吟味し、慎重に行う必要があるということである。

5 第2項は、実施機関の職員の責務である。

地方公務員法第34条及び国家公務員法第100条の「秘密」はいわゆる実質秘（形式的に取扱いの指定をただけでは足りず、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの）と解されている。

この条例は、このような実質秘に当たる情報だけでなく、より広範囲な個人情報が職員により漏えいされ、又は不当な目的に使用されることを防止しようとするものである。

このため、地方公務員法等の守秘義務に加え、本条でさらに職務上知り得た個人情報をみだりに他人に漏らしてはならないこと等を規定したものである。

6 「職務上知り得た」とは、職員が職務執行上知り得たということであり、たとえ担当外の事項であっても職務に関連して知り得たものは含まれる。

7 「みだりに」とは、社会通念上適当な理由があると認められない場合をいい、「みだりに他人に知らせ」とは、他人に知らせることが、自己の権限・事務に属しない場合、あるいは、自己の権限・事務に属する場合であっても、正当な理由がなく知らせる場合などをいう。

8 「不当」とは、相当でないこと、妥当でないことをいい、「不当な目的に使用」とは、職員が自己の利益のために個人情報を使用する場合、あるいは他人の正当な利益や社会公共の利益に反して個人情報を使用する場合などをいう。

- 9 「知事その他の執行機関」とは、知事、行政委員会、監査委員をいう。
- 10 本項及び第8章において事業者において適正な取り扱いが確保されるべき「個人情報」は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- 11 「必要な措置」とは、この条例の第8章に定める、事業者及び都民に対する意識啓発その他必要な施策の普及促進、事業者の取り扱う個人情報についての苦情の処理などを行うことである。
- 12 個人情報の不適正な取扱いをした実施機関の職員等については、本条例第34条から第36条までに規定する罰則の適用があり得る。

運 用

地方公務員法、国家公務員法又は地方独立行政法人法の適用を受ける職員には、地方公務員法等に基づく職員の服務規律としての守秘義務に重ねて、この条例により個人情報保護の観点からの義務が課されたことになる。

また、地方公務員法等の適用を受けない職員は、この規定によって個人情報保護についての義務が課されることになる。